

名 称	能美市危険木伐採に係る工事費等補助金交付要綱（抜粋）										
目 的	土砂災害警戒区域(急傾斜地)内で、住宅及び公共施設等に被害を及ぼすおそれのある立木の伐採、撤去並びに処分にかかる費用の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定める。										
<p>(交付基準)</p> <p>1. 土砂災害警戒区域（急傾斜地）内において、危険木がある土地を所有し、占有し、若しくは管理する者またはこれらの者から伐採の同意を得た者が、危険木を伐採、撤去並びに処分する場合に要する費用の一部を補助金として交付する。</p> <p>2. 土砂災害警戒区域（急傾斜地）内の危険木にかかわらず、公共施設等に危険を及ぼすおそれのある危険木は、補助の対象とする。</p> <p>3. 補助金の交付を受け、危険木を伐採、撤去及び処分を行った土地は、10年間は補助金の交付の対象としない。</p> <p>4. 伐採した危険木を販売したことにより収入があった場合は、補助金の交付額は伐採経費から販売収入を差し引いた額の2分の1以内の額とする。</p> <p>5. 「危険木」とは、樹幹の太さが胸高直径20センチメートル以上で、かつ、樹高が5メートル以上の立木で倒木により住宅、公共施設等に被害を与えるおそれのあるものをいう。</p> <p style="text-align: right;">(単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業区分</th> <th style="width: 15%;">市負担</th> <th style="width: 15%;">地元負担</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険木を伐採、撤去及び処分に係る費用の助成</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td>(土地一筆当たりの助成の限度額 20万円。ただし、土地一筆にある危険木が、複数存在し、広範囲にわたり被害を与えるおそれのある場合は、対象となる住宅、公共施設等の数を乗じて得た額とする。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく助成金に関する事務は、土木部土木課（TEL：58-2250、場所：寺井分室2階）で担当する。</p>				事業区分	市負担	地元負担	備 考	危険木を伐採、撤去及び処分に係る費用の助成	50	50	(土地一筆当たりの助成の限度額 20万円。ただし、土地一筆にある危険木が、複数存在し、広範囲にわたり被害を与えるおそれのある場合は、対象となる住宅、公共施設等の数を乗じて得た額とする。)
事業区分	市負担	地元負担	備 考								
危険木を伐採、撤去及び処分に係る費用の助成	50	50	(土地一筆当たりの助成の限度額 20万円。ただし、土地一筆にある危険木が、複数存在し、広範囲にわたり被害を与えるおそれのある場合は、対象となる住宅、公共施設等の数を乗じて得た額とする。)								
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい											
【URL】	<a href="https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=942">https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=942</a>		<b>【QRコード】</b> 								

※令和元年10月1日から施行